

保安業務規程

平成31年 4月

美唄ガス株式会社

目 次

第1章 総 則	1
第2章 保安管理体制	2
第3章 保安に係る教育及び訓練	3
第4章 周知業務（法第159条第1項）の実施方法	5
第5章 調査業務等（法第159条第2項、第3項、第4項及び第6項）の実施方法	6
第6章 災害その他非常の場合（ガス漏えい等の緊急時）に行う業務（法第159条第5項） の実施方法	8
第7章 大規模災害時に行う業務（法第159条第5項）の実施方法	9
第8章 その他保安に関し必要な事項	11
第9章 保安記録	11
第10章 雑 則	12

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、ガス事業法（以下「法」という。）第160条第1項の規定に基づき定めるものであり、法第159条に規定する保安業務（当該業務に関連して行う自主的な保安に係る取組（以下「自主保安」という。）を含む。以下同じ。）に関する基本的事項を定めることにより、保安の確保に万全を期することを目的とする。

2 この規程を実施するための細目的事項は、この規程に別段の定めがあるもののほか、必要に応じて、別途要領その他の内部規程に定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当社のガス小売事業に関する保安業務の適正かつ円滑な遂行を図るために必要な保安管理に適用する。

第2章 保安管理体制

(保安管理組織)

第3条 保安業務を管理する者の組織は、次の各号に定めるところによる。

- 一 保安業務の監督に当たらせるため、保安業務を管理する事業所（以下「事業所」という。）ごとに、保安業務監督者を選任する。
- 二 事業所が担う保安業務の内容に応じて、以下に定める者を保安業務監督者に充てる。
 - イ 災害その他非常の場合にとるべき措置のみを担う事業所 保安規程に基づきガス主任技術者に選任した者
 - ロ 周知及び消費機器調査のみを担う事業所 事業所の長
 - ハ イ及びロの両業務を担う事業所 保安規程に基づきガス主任技術者に選任した者
- 三 事業所には、「課、係又はこれに準ずる単位」ごとに必要に応じて保安主任者を置く。

(組織系統)

第4条 前条に規定する保安管理組織の系統は、別表第1に定めるところによる。

(保安業務監督者等の職務)

第5条 第3条に規定する保安管理組織における保安に関する職務は、次の各号に定めるところによる。

- 一 保安業務監督者は、次に掲げる職務（保安主任者を置かない事業所にあつては、次号に定める保安主任者の職務を含む。）を行う。
 - イ 事業所の全ての保安業務を統括管理する。
 - ロ 実施計画、教育・訓練計画その他の保安業務に関する計画を審査する。
 - ハ この規程の改正又は保安業務に関する諸規程の制定及び改廃に際して必要な場合には意見を述べる。
 - ニ 事故内容を審査する。
 - ホ 法又は法に基づく命令の規定により所管官庁に提出する報告書のうち、保安業務に関するものを審査する。
 - ヘ 原則として、所管官庁が法第172条第1項の規定により行う立入検査に立会う。
 - ト この規程又は保安業務に関する諸規程の実施状況の把握に努める。
- 二 保安主任者は、保安業務監督者の指示により、次に掲げる職務を行うとともに、保安業務に関し、保安業務に従事する者（保安業務監督者及び他の保安主任者を除く。第3項において同じ。）を指揮する。
 - イ 実施計画、教育・訓練計画その他の保安業務に関する計画を作成し、及び実施する。
 - ロ この規程の改正又は保安業務に関する諸規程の制定及び改廃について立案する。
 - ハ 事故内容の審査に参画する。
 - ニ 法又は法に基づく命令の規定により所管官庁に提出する報告書のうち、保安業務に関するものについての審査に参画する。

ホ 第41条の規定による記録を確認する。

- 2 保安業務監督者は、職務遂行上必要な場合には、保安関係の資料の提出を求めることができる。
- 3 保安業務に従事する者は、保安業務監督者がその保安のためにする指示に従う。

(保安業務監督者不在時の措置)

第6条 保安業務監督者は、自らが病気その他やむを得ない事情により不在となる場合における職務を代行する者(次項において「代行者」という。)をあらかじめ指名し、代行すべき職務を指示しておく。

- 2 代行者は、保安業務監督者の不在時には、保安業務監督者に指示された職務を誠実に遂行する。

(保安業務監督者の解任)

第7条 保安業務監督者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、解任される。

- 一 異動により転出したとき。
- 二 解職されたとき。
- 三 長期にわたる出張、病気による欠勤等の理由により、その職務を行うのに不相当と認められるとき。
- 四 法、法に基づく命令若しくはこの規程に違反し、又はその職務を行わせることが保安の確保上不相当と認められるとき。

第3章 保安に係る教育及び訓練

(保安業務監督者の資格)

第8条 保安業務監督者は、ガス主任技術者免状を有する者、一般財団法人日本ガス機器検査協会が次の各号に掲げる科目について行う保安業務監督者資格講習の課程を修了した者又はこれらと同等以上の知識及び技能を有する者のうちから選任する。

- 一 ガス事業関係法令(保安に関するものに限る。)
- 二 ガスに関する物理及び化学理論
- 三 周知、調査その他の保安業務に関する技術
- 四 ガス器具の構造及び機能

(調査員の資格)

第9条 消費機器を調査する者(以下「調査員」という。)は、一般社団法人日本ガス協会が行う消費機器調査員資格認定制度に基づく認定を受けた者若しくは一般社団法人日本コミュニティーガス協会が行う登録調査員資格講習の課程を修了した者又はこれと同等以上の知識及び技能を有する者をもって充てる。

(保安業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施)

第10条 保安業務に従事する者に対し、日常の業務を通じて保安に係る教育及び訓練を実施する

ほか、毎年作成する計画により教育及び訓練を実施する。ただし、消費機器事故等の処理に携わる者に対しては本条のほか次条に、調査若しくは周知に関する業務（第12条において「調査業務等」という。）に従事する者又は電話窓口業務に従事する者に対しては本条のほか第12条に、ガス漏えい及び導管事故等の処理に従事する者に対しては本条のほか第13条に、それぞれ定めるところによる。

2 前項の教育及び訓練の内容は、原則として次の各号に定める事項とし、対象者に応じて必要な教育及び訓練を実施する。

- 一 保安業務に従事する者としての基本的心構えその他保安意識の徹底強化に関する事項
- 二 保安業務に関する知識及び技能の習得向上に関する事項
- 三 災害その他非常の場合にとるべき措置に関する事項
- 四 消防法（昭和23年法律第186号）に関する知識その他火災予防に関する事項
- 五 その他保安に関し必要な事項

（消費機器事故等の処理に携わる者に対する教育及び訓練の実施）

第11条 消費機器事故等の処理に携わる者に対し、毎年作成する計画により教育及び訓練を実施する。

2 前項の教育及び訓練の内容は、原則として次の各号に掲げる事項とする。

- 一 消費機器事故等の処理に携わる者としての基本的心構えその他保安意識の徹底強化に関する事項
- 二 消費機器事故等に対する措置に関する知識及び技能の習得向上に関する事項
- 三 その他消費機器事故等を適正に処理するために必要な事項

（調査業務等又は電話窓口業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施）

第12条 調査業務等又は電話窓口業務に従事する者に対し、毎年作成する計画により、ガス漏えい及び導管事故等を覚知し、又は需要家からその事実を通知された際にとるべき行動に関する教育及び訓練を実施する。

2 前項の教育及び訓練の内容は、原則として次の各号に掲げる事項とする。

- 一 メーターガス栓の閉止方法に関する事項
- 二 マイコンメーター（ガスが流入している状態において、災害の発生のおそれのある大きさの地震動、過大なガスの流量又は異常なガス圧力の低下を検知した場合に、ガスを速やかに遮断する機能を有するものをいう。）の復帰方法に関する事項
- 三 その他ガス漏えい及び導管事故等に関する必要な事項

（ガス漏えい及び導管事故等の処理に携わる者に対する教育及び訓練の実施）

第13条 ガス漏えい及び導管事故等の処理に携わる者に対し、毎年作成する計画により、教育及び訓練を実施する。

2 前項の教育及び訓練の内容は、原則として次の各号に掲げる事項とする。

- 一 ガス漏えい及び導管事故等の処理に携わる者としての基本的心構えその他保安意識の徹底強

化に関する事項

- 二 ガス漏えい及び導管事故等に対する措置に関する知識及び技能の習得向上に関する事項
- 三 ガス漏えい及び爆発事故の防止対策に関する消防機関との申合せに関する事項
- 四 その他ガス漏えい及び導管事故等を適正に処理するために必要な事項

第4章 周知業務（法第159条第1項）の実施方法

（危険発生防止周知）

第14条 周知は、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な周知事項としてガスガス事業法施行規則（以下「規則」という。）第197条第1項第1号に掲げる事項について、規則に定められた頻度（別表第2参照）を満たすよう適切な計画により実施する。

2 規則第197条第1項第2号イ及びロの周知は、書面の配布により実施する。ただし、当該需要家の承諾を得た場合には、書面の配布に代えて、次の各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法のいずれかにより周知する。

一 電子メールを送信する方法であって、需要家が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項について、電気通信回線を通じて需要家の閲覧に供し、当該需要家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法

三 磁気ディスク、CD・ROMその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

3 前項ただし書の規定により、同項ただし書各号に掲げる方法により周知事項を提供した場合においても、需要家からの求めがあったときは、その者に対し、周知事項を記載した書面を配布する。

4 第2項に規定する方法によるほか、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布若しくは巡回訪問その他のガスの使用に伴う危険の発生を防止するための適切な方法により広く周知を行い、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に努める。

（調査に係る周知）

第15条 ガスの使用の申込みを受け付けたときには、周知事項に加えて、当社が小売供給を行っている間において、第17条の調査を実施する責任を有することを周知する。

（内部規程への委任）

第16条 第14条及び前条に定めるもののほか、周知項目及び周知要領その他の周知に係る詳細は、内部規程で定める。

第5章 調査業務等（法第159条第2項、第3項、第4項及び第6項）の実施方法

（消費機器に関する調査）

第17条 調査は、経済産業大臣の承認を受けた場合に係る消費機器を除き、別表第3に掲げる消費機器調査対象機器の有無を確認し、調査対象機器があった場合には、別表第4に掲げる技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）について、別表第3に定められた頻度を満たすよう適切な計画により実施する。

（消費機器に関する調査結果の通知）

第18条 調査の結果、当該調査に係る消費機器が技術上の基準に適合していないと認められる場合には、遅滞なく当該基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果を所有者又は占有者に通知する。

（消費機器に関する再調査）

第19条 前条に規定する通知を行った消費機器については、その通知の日から1月を経過した日以後5月以内に再び調査する。ただし、直近の第17条の調査がこの項の規定によるものである場合は、この限りでない。

2 前条に規定する通知を行った場合には、当該所有者又は占有者が技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置をとった場合を除き、その通知に係る消費機器について、毎年度1回以上必要な事項を当該所有者又は占有者に通知する。

（不在の場合の処理）

第20条 調査実施の際、不在のため調査が実施できなかった所有者又は占有者には再度訪問して調査を行う。

2 3回以上訪問してもなお不在の場合は、調査を完了し、法159条第6項の規定による帳簿（以下「帳簿」という。）にその旨を記載し、保存する。

（立入り拒否の場合の処理）

第21条 所有者又は占有者が、その消費機器を設置し、又は使用する場所に立ち入ることを拒否した場合は、調査の目的を十分に説明し承諾を得るように努める。

2 前項の場合において、所有者又は占有者が承諾しないときには、ガスの正しい使い方を伝えて調査を完了し、帳簿にその旨を記載し、保存する。

（調査対象機器を所有し、又は占有していない場合の処理）

第22条 調査対象機器の有無を確認した結果、需要家が調査対象機器を所有し、又は占有していないと認められる場合には、調査を完了して帳簿にその旨を記載し、保存する。

(帳簿)

第23条 帳簿は、調査及び通知に関し次の各号に掲げる事項を、別記様式の「調査票」に記録することにより作成する。

- 一 需要家の氏名又は名称及び住所
- 二 調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称
- 三 調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
- 四 調査の年月日及び内容
- 五 第18条の通知をしたときは、その年月日及び内容
- 六 調査員の氏名
- 七 第20条の不在の場合の処理に関する事項
- 八 第21条の立入り拒否の場合の処理に関する事項
- 九 前条の調査対象機器を所有し、又は占有していない場合の処理に関する事項

2 前項各号に掲げる事項が、規則第206条の規定により、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、帳簿の保存に代えることができる。

(調査員による証明書の携帯及び提示)

第24条 調査員は、常にその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示する。

(内部規程への委任)

第25条 第17条から前条までに定めるもののほか、消費機器の種類ごとに定められた技術上の基準、調査項目及び調査要領その他の調査に係る詳細は、内部規程で定める。

第6章 災害その他非常の場合（ガス漏えい等の緊急時）
に行う業務（法第159条第5項）の実施方法

（災害その他非常の場合の措置）

第26条 災害その他非常の場合における通報の受理、出動、安全の確保、応急措置の実施その他の当社がとるべき措置については、次条から第32条までに定めるところによる。

ただし、地震その他の天災地変又はこれに準ずる事由による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）の場合における措置については、これらの規定のほか、次章に定めるところによる。

（ガス漏えい及び導管事故等）

第27条 保安業務監督者は、次の各号に掲げる要員を常時配置するとともに、事業所ごとに工作車を配置する。

- 一 保安責任者 通報に対する受付、連絡、出動及び処理に関する指示を行う者
- 二 受付担当者 通報を受け付け、関係各所に連絡する者
- 三 通信担当者 保安責任者の指示を受けて処理要員に伝える者
- 四 処理要員 指示を受けて現場に出動し、必要な措置を講じる者

2 処理要員は、事業所が管理する全ての需要家に到達するのに要する時間が原則として30分以内であるように配置する。

第28条 受け付けた通報の状況に応じ、メーターガス栓及びガス栓の閉止、火気使用の禁止、窓の開放、避難誘導その他の必要な措置を講じるよう通報者に協力を要請する。

2 ガス漏えい及び導管事故が発生し、又は発生するおそれがある場合には、通報の内容に応じた体制により現場に出動し、漏えい検査、関係者以外の立入禁止、ガス供給の停止、窓等の開放による換気、導管の修理その他の必要な措置を講じる。

（事故発生時の体制整備）

第29条 事故発生時において、事故発見者が通報できるように、特定製造所の見やすい場所に連絡先を記載した表示をする。

2 事故発生時には、事故拡大防止及び復旧のため、保安業務監督者があらかじめ定める事故の程度に応じた体制（ガス漏えい及び導管事故に係る場合には、第27条第1項の体制。）に従い、速やかに措置を講じる。

（広報活動）

第30条 平常時には、地震その他の天災地変又はこれに準ずる事由による災害（以下この条において単に「災害」という。）の発生時における広報活動が円滑に行うことができるよう準備しておくとともに、その発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行う。

2 災害発生後、ガス供給を継続する需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動

を行う。

(防災関連機関との連携)

第31条 消防、警察、地方自治体その他の各防災関連機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。

(内部規程への委任)

第32条 第27条から前条までに定めるもののほか、災害その他非常の場合（大規模災害の場合を除く。）における受付、連絡、ガス漏えい及び導管事故等の処理の体制及び方法その他の当社がとるべき措置に係る詳細は、別に定める「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」による。

第7章 大規模災害時に行う業務（法第159条第5項）の実施方法

(大規模災害の場合の措置)

第33条 大規模災害の場合における当社がとるべき措置については、次条から第38条までに定めるところによる。

(対策本部の設置及び体制の確立)

第34条 大規模災害による広範囲にわたる設備の被害並びにガスによる二次災害の防止及び軽減を図るため、緊急措置、災害復旧活動の組織、要員、資機材及び導管図面等の整備を図り、迅速な復旧ができる体制を定めておく。

- 2 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、あらかじめ定めた動員の基準に基づき、対策本部を設置するものとする。
- 3 自社内にあらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を職員及び関係会社社員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票、需要家名簿、資料その他の資機材を準備する。

(関係工事会社等との協力体制)

第35条 前条に定める事項については、あらかじめ関係会社等に周知するとともに、災害防止のための要員及び資機材の提供に関する協力体制を確立しておく。

(地震発生時の供給停止判断)

第36条 地震が発生した場合であって、感震自動ガス遮断装置が設置されている製造所において設備の被害による重大な二次災害のおそれがあるときその他大規模災害により供給停止が必要と認められるときは、製造所の感震自動ガス遮断装置を作動させ、又は遮断バルブ等を閉止することにより、直ちにガス供給を停止する。

- 2 製造所の構内等に人が常駐している場合であって、感震器が即時の供給停止が必要と認められる震度を検知したときは、製造所の遮断バルブ等を閉止することにより、速やかにガス供給を遮

断する。

- 3 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、必要に応じて、緊急巡回点検等により、直ちに次の各号に掲げる事項の情報収集を開始する。
 - 一 道路及び建物の被害状況
 - 二 製造所及び主要導管の被害状況
 - 三 ガス漏えい通報の受付状況
- 4 前項の規定による点検等から経時的に得られる被害状況等から、設備の被害による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は、製造所の遮断バルブ等を閉止し、速やかにガス供給を遮断する。

第36条の2 第36条以外の製造所において地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、直ちにガス供給を停止（第1次緊急停止）する。

- 一 地震計のS I値が60カイン（最大速度値においては50カイン）以上を記録した場合
 - 二 製造所または供給所ホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合
- 2 地震が発生した場合、地震計のS I値が30カイン以上60カイン（最大速度値においては25カイン以上50カイン）未満程度を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次の各号に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止（第2次緊急停止）する。
 - 一 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合
 - 二 ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超える恐れのある場合

（大規模災害時の措置に係る教育及び訓練）

第37条 第10条第2項第3号に規定する事項のうち、大規模災害時の措置に関する教育の内容は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 緊急措置のための体制に関する事項
 - 二 動員の基準及び動員方法に関する事項
 - 三 職員の果たすべき役割に関する事項
 - 四 供給停止判断の基準に関する事項
 - 五 その他大規模災害時の措置に関し必要な事項
- 2 第10条第2項第3号に規定する事項のうち、大規模災害時の措置に関する訓練の内容は、次の各号に掲げるところによる。
 - 一 非常態勢の確立に関する事項
 - 二 関連工事会社との連携に関する事項
 - 三 設備の巡視及び点検に関する事項
 - 四 供給停止の方法に関する事項

- 五 防災に関する設備、資材等の確保及び点検に関する事項
- 六 需要家等に対する広報活動に関する事項
- 七 その他大規模災害時の措置に関し必要な事項

(内部規程への委任)

第38条 第34条から前条までに定めるもののほか、大規模災害の場合における動員基準、動員方法、組織、分担業務その他の当社がとるべき措置に係る詳細は、内部規程で定める。

第8章 その他保安に関し必要な事項

(自主保安に関する業務)

第39条 自主保安に関する業務(以下第3項及び次条において「自主保安業務」という。)として、次の各号に掲げるところにより確認等を行う。

- 一 需要家が所有し、又は占有する燃焼器について、金属管、金属可とう管、ゴム管、ガスコード又は強化ガスホースを用いて、その構造に応じた適切な方法によりガス栓と確実に接続されていることを確認する。
 - 二 需要家が所有し、又は占有する開放燃焼式のガス瞬間湯沸器であって、ガスの消費量が12キロワット以下のもの(不完全燃焼する状態に至った場合に当該ガス瞬間湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。)について、当該ガス瞬間湯沸器における排ガス中の一酸化炭素濃度を測定する。
 - 三 需要家がガスを飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者である場合には、当該需要家に対し一酸化炭素濃度を検知し警報する装置の設置を促進する。
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる確認及び測定に関する事項は、別記様式の「調査票」に記録する。
- 3 第1項の自主保安業務に関する要領の詳細は、内部規程で定める。

第40条 内部規程に定めるところにより、前条の業務以外の自主保安業務を必要に応じて実施する。

第9章 保安記録

(記録)

第41条 保安業務に関し、次の各号に掲げる事項について記録する。

- 一 周知に関する業務に係る法及び法に基づく命令で定める事項の記録
- 二 調査及び通知に関する業務に係る法及び法に基づく命令で定める事項の記録
- 三 事故の記録

(記録の保存期間)

第42条 次の各号に掲げる記録の保存期間は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 前条第一号に掲げる記録 次回の周知が実施されるまでの期間（周知に係る需要家と小売供給契約を締結している場合に限る。）
- 二 前条第二号に掲げる記録 次回の調査が実施されるまでの期間（調査に係る需要家と小売供給契約を締結している場合に限る。）
- 三 前条第三号に掲げる記録 10年（当該業務に係る需要家と小売供給契約を締結している場合に限る。）

第10章 雑則

(この規程の改正)

第43条 この規程を改正しようとする場合は、保安業務監督者の意見を聴かなければならない。

(この規程に違反した者に対する措置)

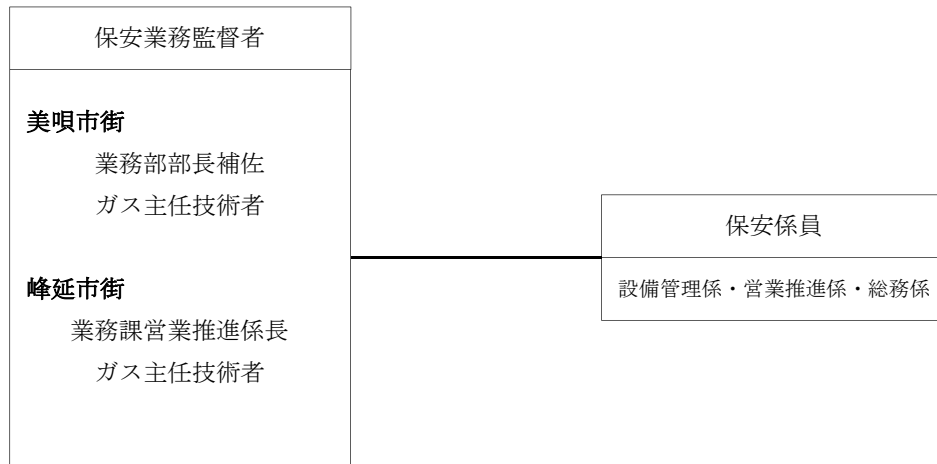
第44条 この規程に違反した者に対する措置は、あらかじめ定める社内規程による。

附 則

この規程は、平成30年 4月 2日から実施する。

1. 平成31年 4月 1日 一部改正

別表第1（第4条関係）



別表第2 消費機器に関する周知の種類と頻度（第14条関係）

規則第197条第1項第2号の周知業務の頻度は下表のとおりとする。

	周知対象又は消費機器の種類	頻度	書面に記載する事項
一般周知	(1) 全需要家（(2)の建物区分の需要家を除く）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び2年に1回以上	規則197条第1項第1号イからニまで及びリに掲げる事項
	(2) 建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物の需要家	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び1年に1回以上	
個別周知	(1) 屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が12キロワット以下のもの（不完全燃焼する状態に至った場合に当該ガス瞬間湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものに限る。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び1年に1回以上	規則197条第1項第1号ハ、ホ及びリに掲げる事項
	(2) (1)に掲げるものを除き、屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が12キロワット以下のもの		規則197条第1項第1号ハ及びリに掲げる事項
	(3) 別表第3の表の左欄イのガス湯沸器（屋内に設置された半密閉燃焼式のものに限る。）		規則197条第1項第1号ハ、ヘ及びリに掲げる事項
	(4) 別表第3の表の左欄イのガスふろがま（浴室に設置された自然排気式のものであつてその排気筒に排気扇が接続されていないものに限る。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び2年に1回以上	規則197条第1項第1号ハ及びリに掲げる事項
	(5) (4)に掲げるものを除き、別表第3の表の左欄イのガスふろがま（屋内に設置された自然排気式のものに限る。）		
	(6) 開放燃焼式のガストーブであつて燃焼面が金属網製のもの（不完全燃焼する状態に至った場合に当該ガストーブへのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び1年に1回以上	規則197条第1項第1号ハ及びリに掲げる事項
その他	建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等に設置されている消費機器	4年に1回以上	規則197条第1項第1号ニ、ト及びチに掲げる事項

別表第3 消費機器に関する調査の種類と調査事項（第17条関係）

次表の左欄に掲げる消費機器の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる技術上の基準に関する事項等について調査する。

消費機器の種類	頻度	調査を行う事項
イ ガス湯沸器及びガスふろがま (不完全燃焼する状態に至った場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるもの及び密閉燃焼式のものであって特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和54年法律第33号)第6条に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。)並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び4年に1回以上	1 屋内に設置されている燃焼器に係るものにあつては、規則第202条第1号、第2号イ(1)から(4)まで及びロ(1)(イ(1)及び(4))に係る部分に限る。)、第3号ハ、第5号、第6号ハ及びニ並びに第12号に掲げる基準に関する事項 2 屋外に設置されている燃焼器に係るものであつてその排気筒または給排気部が屋内に設置する部分を有するものにあつては、規則第202条第7号イ及びロ(第2号イ(1)(屋内に設置されている部分に限る。))及び(4)に係る部分に限る。)並びにハ(第6号イ(屋内に設置されている部分に限る。))、ハ及びニに係る部分に限る。)に掲げる基準に関する事項
ロ (1) 建物区分のうち特定地下街等に設置されている燃焼器 (2) 建物区分のうち特定地下室等に設置されている燃焼器	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び4年に1回以上	規則第202条第8号及び第9号に掲げる基準に関する事項
ハ 燃焼器	ガスの使用の申込みを受け付けたとき	規則第202条第11号に掲げる基準に関する事項

別表第4 消費機器の技術上の基準（規則第202条の抜粋）（第17条関係）

別表第3の表右欄に記載されている調査を行う事項として規則第202条から引用される項目を下表に示す。

消費機器の技術上の基準（「調査を行う事項」に関連する条項のみ抜粋）
<p>第202条 法第159条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる燃焼器（屋内に設置するものに限り、密閉燃焼式のものを除く。）には、当該燃焼器に接続して排気筒を設けること。ただし、当該燃焼器の構造上その他の理由によりこれによることが困難な場合において、当該燃焼器のための排気フードを設けるときは、この限りでない。</p> <p>※イは省略</p> <p>ロ ガス瞬間湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が12キロワットを超えるもの）</p> <p>ハ ガス貯湯湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が7キロワットを超えるもの）</p> <p>ニ ガス常圧貯蔵湯沸器（ガスの消費量が7キロワットを超えるもの）</p> <p>ホ ガスふろがま</p> <p>※へは省略</p> <p>※トは省略</p> <p>二 前号の燃焼器（以下この号から第4号までにおいて単に「燃焼器」という。）の排気筒は、次のイ又はロに定める基準に適合すること。</p> <p>イ 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇を接続するものを除く。）は、次に定める基準に適合すること。</p> <p>（1） 排気筒の材料は、告示で定める規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。</p> <p>（2） 排気筒には、当該燃焼器と同一室内にある部分の当該燃焼器と近接した箇所に逆風止めを取り付けること。ただし、当該燃焼器に逆風止めを取り付ける場合は、この限りでない。</p> <p>（3） 排気筒の有効断面積は、当該燃焼器の排気部との接続部の有効断面積より小さくないこと。</p> <p>（4） 排気筒の先端は、屋外に出ていること。</p> <p>※（5）～（10）は省略</p> <p>ロ 自然排気式の燃焼器の排気筒であって排気扇を接続するもの及び強制排気式の燃焼器の排気筒は、次に定める基準に適合すること。</p> <p>（1） 排気筒は、イ（1）、（4）、（5）（障害物に係る部分に限る。）、（6）（鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）及び（8）の基準に適合するものであること。ただし、強制排気式の燃焼器の排気筒は、これらの基準に加えてイ（9）の基準に適合するものであること。</p> <p>※（2）～（5）は省略</p> <p>三 燃焼器の排気筒に接続する排気扇は、次に定める基準に適合すること。</p> <p>※イ、ロは省略</p> <p>ハ 排気扇には、これが停止した場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置を設けること。</p> <p>※第4号は省略</p>

五 次に掲げる燃焼器は、換気扇又は有効な給排気のための開口部を設けた室に設置すること。ただし、排気フードを設けるもの又は排気筒を設けるものであつて第2号から第4号までの基準に準じて設置するものを除く。

※イは省略

- ロ ガス瞬間湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が12キロワット以下のもの）
- ハ ガス貯湯湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が7キロワット以下のもの）
- ニ ガス常圧貯蔵湯沸器（ガスの消費量が7キロワット以下のもの）

※ホは省略

※へは省略

六 ガス調理機器、ガス湯沸器（暖房兼用のものを含む。）、ガスふろがま、ガストーブ又はガス衣類乾燥機であつて、密閉燃焼式のもの（屋内に設置するものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。

イ 給排気部（排気に係るもの（口に規定する部分を除く。）に限る。）の材料は、金属その他の不燃性のものであつて十分な耐食性を有するものであること。

※ロは省略

ハ 給排気部が外壁を貫通する箇所には、当該給排気部と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。

ニ 給排気部の先端は、屋外に出ていること。

※ホ～ヌは省略

七 屋外に設置する燃焼器の排気筒又はその給排気部は、次に定める基準に適合すること。

イ 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇を接続するものを除く。）であつて、屋内に設置する部分を有するものは、第2号イ（4）の基準に適合するものであり、かつ、屋内に設置される部分は、同号イ（1）、（8）、（9）（燃焼器に係る部分を除く。）及び（10）の基準に適合するものであること。

ロ 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇を接続するものに限る。）及び強制排気式の燃焼器の排気筒であつて、屋内に設置する部分を有するものは、第2号イ（4）、（5）（障害物に係る部分に限る。）及び（6）（鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）の基準に適合するものであり、かつ、屋内に設置される部分は、同号イ（1）、（8）、同号ロ（1）のただし書、（2）、（3）（排気扇に係る部分を除く。）及び（5）の基準に適合するものであること。

ハ 給排気部であつて、屋内に設置する部分を有するものは、前号ハからへまで及びヌの基準に適合するものであり、かつ、屋内に設置される部分は、同号イ、ロ及びトからリまでの基準に適合するものであること。

八 燃焼器であつて、建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置するものには、告示で定める規格に適合するガス漏れ警報設備を告示で定める方法により設けること。

九 燃焼器であつて、建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置するもの（過流出安全機構（一定流量を超えるガスが流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができるものをいう。）を内蔵するガス栓に接続するものを除く。）は、告示で定める規格に適合する金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、ガスコード又は強化ガスホースを用いて告示で定める方法によりガス栓と確実に接続すること。

※第10号は省略

十一 燃焼器は、供給されるガスに適応したものであること。

十二 強制排気式の燃焼器であつて告示で定めるものは、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されること。

(表)

ガス機器の給排気設備改善お願いのご通知

様

(調査年月日 年 月 日)

本日、お客さまのガス機器の給排気設備の定期調査をさせていただきましたところ、下記事項(○印)に不備があります。このまま放置されますとガス機器が正常な能力を発揮しないばかりでなく、不完全燃焼により一酸化炭素中毒になり、症状が重い場合死亡事故につながるおそれがありますので、至急改善されますようお願いいたします。なお、御不明な点がありましたら下記へお問い合わせください。

給排気設備等不適合項目			対 象 機 器		
			ふ ろ が ま	湯 沸 器	
				大 型	小 型
給排気設備			なし		
排 気 筒	自然排気	排気筒	材質・口径・先端屋外・はずれ・穴あき		
		逆風止	なし・位置		
	強制排気	排気筒	材質・先端屋外・はずれ・穴あき		
		排気扇付	自動遮断装置		
排気フード			用途・適用条件		
換気扇			能力・位置・作動	X	X
有 効 な 給 排 気 の た め の 開 口 部	給排気口	給気口	面積・位置	X	X
		排気口	面積・位置	X	X
	排気フード + 給気口窓	排気フード	用途	X	X
		給気口	面積・位置	X	X
	窓 (先止式のみ)	窓	開放・面積・位置・高さ	X	X
		窓 (元止式のみ)	開放・面積・位置・高さ	X	X
密閉燃焼式機器の給排気部			壁貫通箇所隙間・先端屋外・材質		
強制排気式特定機種			通電検査・停電検査・ステッカー・回収対象	X	X
(備考)					

所在地

美 唄 ガ ス

電話番号

調査員

(裏)

● 詳しくは、〇〇ガスまたはガス機器販売店にご相談ください。

自然排気式機器の設置方法

- ①排気筒トップ
 - ・屋外の風のとおり抜ける部分（屋根より60cm以上）に設置してください。
 - ・鳥の巣、落葉等その他の異物が入らない構造にしてください。
- ②横引き
 - ・横引きはできるだけ短くし、先上り勾配にしてください。
- ③室内の立上り
 - ・室内の立上りはできるだけ長くしてください。
- ④排気筒の太さ（口径）
 - ・排気筒口径は機器の排気筒接続部と同じ太さ（口径）にし、外れがないようにしてください。
- ⑤給気口・換気口
 - ・排気筒の断面積以上の有効開口面積を確保してください。
- ⑥壁貫通部は断熱材を使用してください。
- ⑦排気筒材料は認証表示の部分を使用してください。
- ⑧支持固定金具を用いて排気筒を堅固に固定して下さい。

密閉燃焼式機器の設置方法

- ①給排気部は屋外へ出してください。
- ②給排気部と壁との間に隙間がないようにしてください。
- ③機器本体が腐食して穴があいていたら修理又は機器を取替えてください。

屋外式機器の設置方法

- ①建物の外壁や屋外のように常時外気に面し、自然換気が十分に行える場所に設置してください。
- ②屋根・柱及び壁で囲まれた場所（小屋がけ）は、小屋がけ内の自然換気が十分行われる面積の開口部を設けてください。

小型湯沸器 換気扇による場合

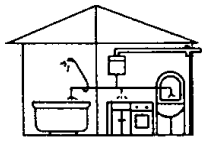
- ・不完全燃焼防止装置付の機器へ取替してください。
- ・換気扇を正しく設置・修理してください。

小型湯沸器 開放窓のみによる場合

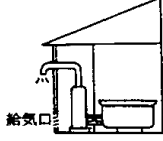
- ・不完全燃焼防止装置付の機器へ取替してください。
- ・容易に開放できるようにしてください。

C F 式以外への改善方法例

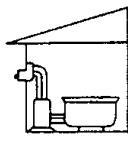
強制給排気方式（F F 方式） 強制排気方式（F E 方式） バランス型（B F - D P 方式） 屋外式（R F 式）



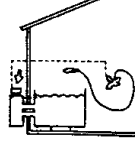
屋外から取り入れた空気
で燃焼し、屋外へ排気ガスを排出します。



ファンによって排気ガスを屋外へ強制的に排出します。



屋外から取り入れた空気
で燃焼し、屋外へ排気ガスを排出します。



ガス機器を屋外に設置するので、給排気の心配がありません。

(表)

ガス機器の給排気設備改善お願いのご通知 (再通知)

様

(再調査年月日 年 月 日)
(確認年月日 年 月 日)

本日、お客さまのガス機器の給排気設備の再調査(確認)をさせていただきましたところ、下記事項(○印)が改善されておられません。このまま放置されますとガス機器が正常な能力を発揮しないばかりでなく、不完全燃焼により一酸化炭素中毒になり、症状が重い場合死亡事故につながるおそれがありますので、至急改善されますようお願いいたします。なお、御不明な点がありましたら下記へお問い合わせください。

給排気設備等不適合項目			対象機器		
			ふろがま	湯沸器	
				大型	小型
給排気設備			なし		
排気筒	自然排気	排気筒	材質・口径・先端屋外・はずれ・穴あき		
		逆風止	なし・位置		
	強制排気	排気筒	材質・先端屋外・はずれ・穴あき		
		排気扇付	自動遮断装置		
排気フード			用途・適用条件		
換気扇			能力・位置・作動		
有効な給排気のための開口部	給排気口	給気口	面積・位置		
		排気口	面積・位置		
	排気フード	排気フード	用途		
		給気口	面積・位置		
	給気口又は窓	窓(先止式のみ)	開放・面積・位置・高さ		
		窓(元止式のみ)	開放・面積・位置・高さ		
密閉燃焼式機器の給排気部			壁貫通箇所隙間・先端屋外・材質		
強制排気式特定機種種の排気			通電検査・停電検査・ステッカー・回収対象		
(備考)					

所在地

美唄ガス
電話番号
調査員

(裏)

● 詳しくは、〇〇ガスまたはガス機器販売店にご相談ください。

自然排気式機器の設置方法

- ①排気筒トップ
 - ・屋外の風のとおり抜ける部分（屋根より60cm以上）に設置してください。
 - ・鳥の巣、落葉等その他の異物が入らない構造にしてください。
- ②横引き
 - ・横引きはできるだけ短くし、先上り勾配にしてください。
- ③室内の立上り
 - ・室内の立上りはできるだけ長くしてください。
- ④排気筒の太さ（口径）
 - ・排気筒口径は機器の排気筒接続部と同じ太さ（口径）にし、外れがないようにしてください。
- ⑤給気口・換気口
 - ・排気筒の断面積以上の有効開口面積を確保してください。
- ⑥壁貫通部は断熱材を使用してください。
- ⑦排気筒材料は認証表示の部分を使用してください。
- ⑧支持固定金具を用いて排気筒を堅固に固定して下さい。

密閉燃焼式機器の設置方法

- ①給排気部は屋外へ出してください。
- ②給排気部と壁との間に隙間がないようにしてください。
- ③機器本体が腐食して穴があいていたら修理又は機器を取替えてください。

屋外式機器の設置方法

- ①建物の外壁や屋外のように常時外気に面し、自然換気が十分に行える場所に設置してください。
- ②屋根・柱及び壁で囲まれた場所（小屋がけ）は、小屋がけ内の自然換気が十分行われる面積の開口部を設けてください。

小型湯沸器 換気扇による場合

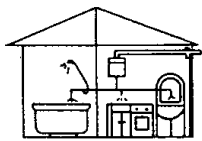
- ・不完全燃焼防止装置付の機器へ取替してください。
- ・換気扇を正しく設置・修理してください。

小型湯沸器 開放窓のみによる場合

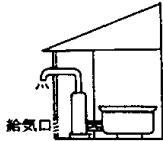
- ・不完全燃焼防止装置付の機器へ取替してください。
- ・容易に開放できるようにしてください。

C F 式以外への改善方法例

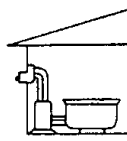
強制給排気方式（F F 方式） 強制排気方式（F E 方式） バランス型（B F - D P 方式） 屋外式（R F 式）



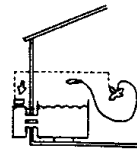
屋外から取り入れた空気で燃焼し、屋外へ排気ガス



ファンによって排気ガスを屋外へ強制的に排出します。



屋外から取り入れた空気で燃焼し、屋外へ排気ガスを排出します。



ガス機器を屋外に設置するので、給排気の心配がありません。

参考例第3（設備改善定期通知書）

(表) ガス機器の給排気設備改善お願いのご通知 (定期通知)

様

○年○月○日に、お客さまのガス機器の給排気設備の調査（確認）をさせていただきましたところ、法令で定められた調査事項に下記項目（○印）が適合していませんでした。

このまま放置されますとガス機器が正常な能力を発揮しないばかりでなく、不完全燃焼により一酸化炭素中毒になり、症状が重い場合死亡事故につながるおそれがありますので、至急改善されますようお願いいたします。なお、ご不明な点がありましたら下記へお問い合わせください。

給排気設備等不適合項目			対象機器		
			ふろがま	湯沸器	
				大型	小型
給排気設備		なし			
排気筒	自然排気	排気筒	材質・口径・先端屋外・はずれ・穴あき		
		逆風止	なし・位置		
	強制排気	排気筒	材質・先端屋外・はずれ・穴あき		
		排気扇付	自動遮断装置		
排気フード		用途・適用条件			
換気扇		能力・位置・作動			
有効な給排気のための開口部	給排気口	給気口	面積・位置		
		排気口	面積・位置		
	排気フード + 給気口窓 (先止式のみ)	排気フード	用途		
		給気口	面積・位置		
	窓 (元止式のみ)	窓	開放・面積・位置・高さ		
		窓	開放・面積・位置・高さ		
密閉燃焼式機器の給排気部		壁貫通箇所隙間・先端屋外・材質			
強制排気式特定機種		通電検査・停電検査・ステッカー・回収対象			
(備考)					

(注) すでに改善されている場合はご容赦ください。

所在地

美唄ガス

電話番号

調査員

(裏)

● 詳しくは、〇〇ガスまたはガス機器販売店にご相談ください。

自然排気式機器の設置方法

- ①排気筒トップ
・屋外の風のとおり抜ける部分（屋根より60cm以上）に設置してください。
・鳥の巣、落葉等その他の異物が入らない構造にしてください。
- ②横引き
・横引きはできるだけ短くし、先より勾配にしてください。
- ③室内の立上り
・室内の立上りはできるだけ長くしてください。
- ④排気筒の太さ（口径）
・排気筒口径は機器の排気筒接続部と同じ太さ（口径）にし、外れがないようにしてください。
- ⑤給気口・換気口
・排気筒の断面積以上の有効開口面積を確保してください。
- ⑥壁貫通部は断熱材を使用してください。
- ⑦排気筒材料は認証表示の部分を使用してください。
- ⑧支持固定金具を用いて排気筒を堅固に固定して下さい。

密閉燃焼式機器の設置方法

- ①給気部は屋外へ出してください。
- ②給気部と壁との間に隙間がないようにしてください。
- ③機器本体が腐食して穴があいていたら修理又は機器を取替えてください。

屋外式機器の設置方法

- ①建物の外壁や屋外のように常時外気に面し、自然換気が十分に行える場所に設置してください。
- ②屋根・柱及び壁で囲まれた場所（小屋がけ）は、小屋がけ内の自然換気が十分行なわれる面積の開口部を設けてください。

小型湯沸器 換気扇による場合

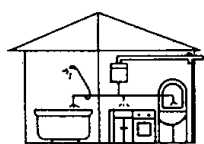
- ・不完全燃焼防止装置付の機器へ取替してください。
- ・換気扇を正しく設置・修理してください。

小型湯沸器 開放窓のみによる場合

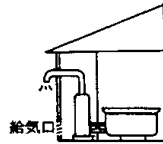
- ・不完全燃焼防止装置付の機器へ取替してください。
- ・容易に開放できるようにしてください。

C F 式以外への改善方法例

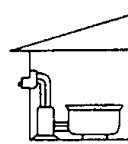
強制給排気方式 (F F 方式) 強制排気方式 (F E 方式) バランス型 (B F - D P 方式) 屋外式 (R F 式)



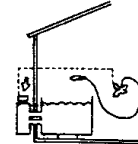
屋外から取り入れた空気で燃焼し、屋外に排気ガスを排出します。



ファンによって排気ガスを屋外へ強制的に排出します。



屋外から取り入れた空気で燃焼し、屋外に排気ガスを排出します。



ガス機器を屋外に設置するので、給排気の心配がありません。

